

篠山市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (19年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件费率 B/A	(参考) 18年度の人件费率
19年度	人 45,508	千円 22,167,445	千円 382,281	千円 4,194,584	% 18.9	% 19.7

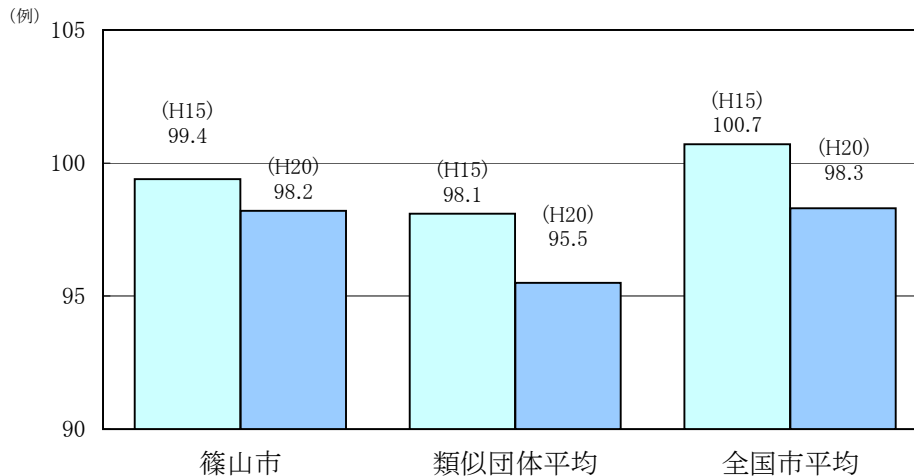
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
19年度	人 490	千円 1,889,676	千円 313,777	千円 767,800	千円 2,971,253	千円 6,063	千円 6,009

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、19年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（20年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
篠山市	40.2 歳	332,400 円	412,917 円	357,164 円
兵庫県	44.4 歳	350,132 円	449,194 円	401,957 円
国	41.1 歳	325,113 円	—	387,506 円
類似団体	43.3 歳	330,935 円	375,723 円	356,536 円

②技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
篠山市	45.6 歳	311,400 円	353,050 円	339,732 円
うち清掃職員	41.4 歳	295,300 円	327,839 円	323,217 円
うち学校給食員	49.3 歳	329,500 円	368,633 円	355,467 円
うち用務員	55.5 歳	337,300 円	374,350 円	358,750 円
兵庫県	48.6 歳	338,110 円	405,908 円	373,947 円
国	48.9 歳	284,679 円	—	320,623 円
類似団体	47.7 歳	294,900 円	317,091 円	306,447 円

③教育職(幼稚園教諭)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
篠山市	37.7 歳	324,300 円	360,913 円
兵庫県	44.4 歳	387,571 円	453,362 円
類似団体	43.8 歳	330,927 円	351,472 円

④看護職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
篠山市	43.1 歳	323,800 円	384,500 円	353,667 円
国	37.8 歳	284,331 円	—	321,089 円
類似団体	40.1 歳	302,755 円	350,521 円	311,459 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、20年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

3 職員の給料月額については、平成20年10月1日から▲5%となっています。

(2) 職員の初任給の状況（20年4月1日現在）

区 分		篠山市	兵庫県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	174,330 円	172,200 円
	高校卒	144,500 円	140,888 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	146,800 円	137,280 円	— 円
	中学卒	— 円	125,190 円	— 円
教育職 (幼稚園教諭)	大学卒	198,400 円	194,708 円	— 円
	高校卒	172,000 円	151,028 円	— 円
看護職	大学卒	204,000 円	— 円	— 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（20年4月1日現在）

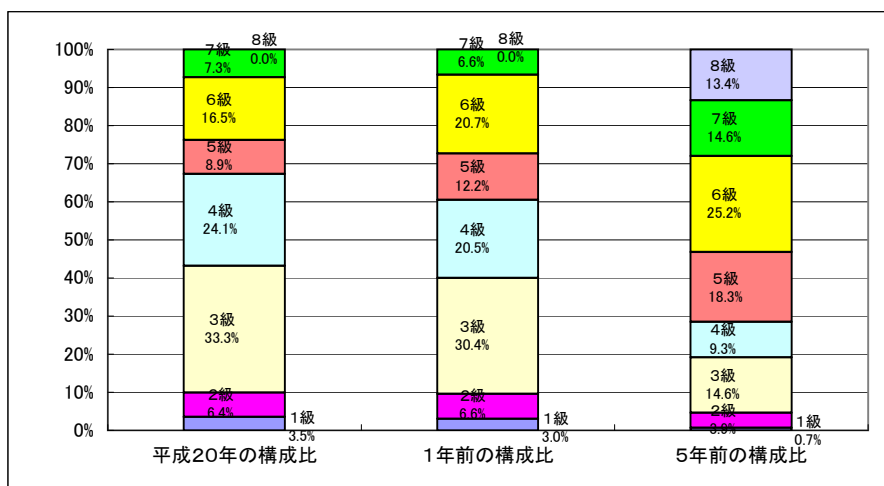
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	258,600 円	310,600 円	350,900 円
	高校卒	220,300 円	266,200 円	318,900 円
技能労務職	高校卒	206,700 円	243,800 円	279,800 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円
教育職	大学卒	309,800 円	348,700 円	378,200 円
	短大卒	274,300 円	329,100 円	362,000 円
看護職	大学卒	273,300 円	308,500 円	337,500 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（20年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
7級	部長・次長	23人	7.3%
6級	参事・課長・副課長	52人	16.5%
5級	課長補佐	28人	8.9%
4級	係長	76人	24.1%
3級	主査	105人	33.3%
2級	主事	20人	6.4%
1級	主事	11人	3.5%

- (注) 1 篠山市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から7級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

篠山市	兵庫県	国
1人当たり平均支給額(19年度) 1,575 千円	1人当たり平均支給額(19年度) 2,023 千円	—
(19年度支給割合) 期末手当 3.00 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.60)月分 (0.75)月分	(19年度支給割合) 期末手当 3.00 月分 勤勉手当 1.47 月分 (1.60)月分 (0.75)月分	(19年度支給割合) 期末手当 3.00 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.60)月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5%~10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5%~20% 管理職加算10%~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5%~20% 管理職加算10%~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

1 平成20年12月分から行政職給料表3級以上相当職員の期末手当については、▲0.8ヶ月(年間)、行政職給料表2級相当職員の期末手当については、▲0.4ヶ月(年間)となっています。

(2) 退職手当(20年4月1日現在)

篠山市	国
(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50 月分 勤続25年 33.50 月分 勤続35年 47.50 月分 最高限度額 59.28 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算) (勤奨退職者について退職日前3箇月に4号の特別昇給) 1人当たり平均支給額 — 千円 28,041 千円	(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50 月分 勤続25年 33.50 月分 勤続35年 47.50 月分 最高限度額 59.28 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、19年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(20年4月1日現在)

支給実績(19年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
—	0 %	0 人	0 %

(22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
—	0 %	0 %

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

(4) 特殊勤務手当 (20年4月1日現在)

支給実績(19年度決算)	16,521 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算:全会計)	211,807 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(19年度)	14.2 %		
手当の種類(手当数)	7		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
医師手当	診療所医師	医師業務	500,000円以内
感染症対応作業手当	感染症対応作業従事者	感染症対応作業	1,000円(日額)
犬、ねこ等動物死体処理作業手当	犬、ねこ等動物死体処理作業従事者	犬、ねこ等動物死体処理作業	500円(日額)
行旅死亡人等取扱作業手当	看護、移送、埋葬に従事した者	行旅死亡人等取扱作業	1,000円(日額)
家畜死屍処理作業手当	家畜死屍処理作業従事者	家畜死屍処理作業	500円(1回)
水火災等出動手当	消防職員で機関員、その他	水火災等出動業務	510円、380円(1回)
救急出動手当	消防職員で救命士、機関員、その他	救急出動業務	510円、380円、240円(1回)

(注) 特殊勤務手当については、平成18年度から9種類の手当を廃止し、7種類の手当のみとしている。

(5) 時間外勤務手当

支給実績(19年度決算)	108,123 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)	252 千円
支給実績(18年度決算)	119,806 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	263 千円

(6) その他の手当 (20年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(19年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)
扶養手当	(1)配偶者13,000円 (2)配偶者以外の扶養親族1人につき6,500円、職員に配偶者がいない場合、そのうち1人11,000円。ただし、満16歳の年度始めから22歳の年度末までの子がいる場合は、5,000円加算	同		80,417 千円	263,662 円
住居手当	家賃支払者 家賃支払者に応じて最高27,000円まで 持家の世帯主 一律3,500円	異	持家 2,500円	30,058 千円	104,368 円
通勤手当	(1)交通機関利用者実費支給ただし、最高限度額55,000円まで (2)交通用具利用者 1km以上2km未満1,300円 2km以上3km未満2,500円 3km以上4km未満3,400円 4km以上5km未満4,300円 5km以上7km未満5,200円 7km以上10km未満6,600円 10km以上15km未満8,000円 15km以上20km未満10,600円 20km以上25km未満13,200円 25km以上30km未満15,800円 30km以上35km未満18,400円 35km以上40km未満21,000円 40km以上45km未満23,600円 45km以上 26,200円	異	2km未満支給	49,561 千円	101,144 円
管理職手当	部長 11% 次長・参事 10% 課長 9% 副課長 8%	異		56,095 千円	467,458 円

5 特別職の報酬等の状況（20年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等
給料	市区町村長	669,600	円	(参考)類似団体における最高/最低額		
	副市長	666,000	円	1,010,000 円/	460,000 円	
				800,000 円/	347,500 円	
報酬	議長	475,000	円	495,000 円/	309,000 円	
	副議長	385,000	円	440,000 円/	251,000 円	
	議員	350,000	円	400,000 円/	227,000 円	
期末手当	市区町村長	(20年度支給割合)				
	副市長	4.35		月分		
退職手当	市区町村長	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)	
	副市長	給料月額×41/100×48月		13,177,728	任期毎	

(注) 1 市長の給料月額については、平成20年10月1日から585,900円(▲30%)となっており、期末手当については平成20年12月分から▲20%となっています。

2 副市長の給料月額については、平成20年10月1日から566,100円(▲15%)となっています。

3 議員の期末手当については、平成20年12月分から▲50%となっていることから、年間支給額(報酬+期末手当)換算で、▲14%となっています。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

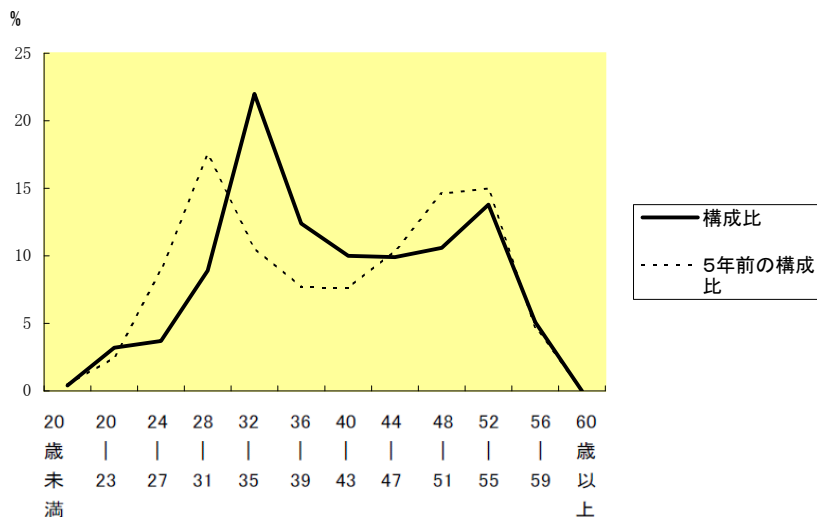
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成19年	平成20年		
一般 行政 部門	議会	5	5	0	
	総務	107	105	-2	企画開発部門事務事業見直しに伴う減
	税務	19	19	0	
	農林	28	22	-6	農業一般部門見直しに伴う減
	商工	7	8	1	観光部門における業務増
	土木	23	20	-3	公共事業の縮小に伴う減
	民生	78	66	-12	民生福祉部門事務事業見直しに伴う減
	衛生	56	53	-3	衛生一般及びゴミ処理部門事務事業見直しに伴う減
小 計		323	298	-25	
特別 行政 部門	教育	104	87	-17	教育一般部門事務事業見直しに伴う減
	消防	64	64	0	
	小 計	168	151	-17	
公営 企業 等部門	病院	6	5	-1	東雲診療所事務事業見直しに伴う減
	水道	17	17	0	
	下水道	9	6	-3	下水道事務事業の見直しに伴う減
	その他	45	33	-12	国民健康保険事業部門、介護保険事業部門、農業共済部門見直しに伴う減
	小 計	77	61	-16	
合 計		568	510	-58	
		[595]	[518]	[0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（20年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2人	16人	19人	45人	112人	63人	51人	50人	54人	70人	26人	0人	508人

(3) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

①平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日職員数	平成22年4月1日職員数	純減数	純減率
608人	555人	53人	8.7%

(参考) 平成26年4月1日現在における定員管理の数値目標（数・率）

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成26年4月1日	509

② 定員適正化計画の年次別進捗状況（実績）の概要

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	16年	17年	18年	19年	20年	20年～22年	(参考)
		計画前年	1年目	2年目	3年目	4年目	4～5年目	数値目標
一般行政	減員			-29	-29	-26	-12	
	増員			6	5	1	10	
	差引		-8	-23	-24	-25	-2	-57
	職員数	378	370	347	323	298	321	321

(注) 1 計画期間は、17年～22年の5年間である。

(参考)

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	16年	17年	18年	19年	20年	20年～22年	(参考)
		計画前年	1年目	2年目	3年目	4年目	4～5年目	数値目標
特別行政	減員				-6	-17		
	増員			5				
	差引		-8	5	-6	-17	-10	-19
	職員数	177	169	174	168	151	158	158
公営企業 等 会 計	減員						-1	
	増員			4	4	-16		
	差引		-8	4	4	-16	-1	-1
	職員数	77	69	73	77	61	76	76
計	減員			-29	-35	-58	-23	
	増員			15	9		10	
	差引		-24	-14	-26	-58	-13	-77
	職員数	632	608	594	568	510	555	555

注) 職員の定員については、平成20年4月1日時点で第2次定員適正化計画数値目標を上回っているため、平成22年度に向けて第3次定員適正化計画を作成中です。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 18年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
19年度	1,671,656	-112,482	104,456	6.2	6.6

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
19年度	17	70,090	15,232	28,906	114,228	6,719

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、19年3月31日現在の人数である。

(参考)市町村平均 一人当たり給与費
千円
6,873

ウ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(20年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
篠山市	43.1 歳	346,247 円	574,700 円
団体平均	45.5 歳	374,552 円	571,242 円
事業者	- 歳	-	- 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

篠山市	篠山市 (一般行政職・団体平均等)
1人当たり平均支給額(19年度) 1,700 千円	1人当たり平均支給額(19年度) 1,575 千円
(19年度支給割合) 期末手当 3.00 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.60)月分 (0.75)月分	(19年度支給割合) 期末手当 3.00 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.60)月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5%~10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5%~10%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(20年4月1日現在)

篠山市	篠山市 (一般行政職・団体平均等)
(支給率) 自己都合 勤続・定年	(支給率) 自己都合 勤続・定年
勤続20年 23.50 月分 30.55 月分	勤続20年 23.50 月分 30.55 月分
勤続25年 33.50 月分 41.34 月分	勤続25年 33.50 月分 41.34 月分
勤続35年 47.50 月分 59.28 月分	勤続35年 47.50 月分 59.28 月分
最高限度額 59.28 月分 59.28 月分	最高限度額 59.28 月分 59.28 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算) (勤続退職者について退職日前3箇月に4号の特別昇給)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算) (勤続退職者について退職日前3箇月に4号の特別昇給)
1人当たり平均支給額 - 千円 - 千円	1人当たり平均支給額 - 千円 28,041 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、19年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(20年4月1日現在)

支給実績(19年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
—	0 %	0 人	0 %

(22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
—	0 %	0 %

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

エ 特殊勤務手当(20年4月1日現在)

支給実績(19年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)		0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(19年度)		0.0 %	
手当の種類(手当数)		0	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価

(注) 特殊勤務手当については、平成18年度から廃止している。

オ 時間外勤務手当

支給実績(19年度決算)		4,295 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)		330 千円
支給実績(18年度決算)		5,280 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)		406 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当(20年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(19年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)
扶養手当	(1) 配偶者13,000円 (2) 配偶者以外の扶養親族1人につき6,500円、職員に配偶者がいない場合、そのうち1人11,000円。ただし、満16歳の年度始めから22歳の年度末までの子がいる場合は、5,000円加算	同		3,282 千円	252,462 円
住居手当	家賃支払者 家賃支払者に応じて最高27,000円まで 持家の世帯主一律3,500円	異	持家2,500円	828 千円	63,692 円
通勤手当	(1) 交通機関利用者実費支給ただし、最高限度額55,000円まで (2) 交通用具利用者 1km以上2km未満1,300円 2km以上3km未満2,500円 3km以上4km未満3,400円 4km以上5km未満4,300円 5km以上7km未満5,200円 7km以上10km未満6,600円 10km以上15km未満8,000円 15km以上20km未満10,600円 20km以上25km未満13,200円 25km以上30km未満15,800円 30km以上35km未満18,400円 35km以上40km未満21,000円 40km以上45km未満23,600円 45km以上 26,200円	異	2km未満支給	1,169 千円	68,765 円
管理職手当	部長 11% 次長・参事 10% 課長 9% 副課長 8%	異		2,052 千円	513,000 円

④ 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

ア 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
17 人	— 人	— 人	— %

(参考) 平成26年4月1日現在における定員管理の数値目標 (数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成26年4月1日	—